

## はこだて療育・自立支援センター感染対策委員会設置要綱

(設置および目的)

第1条 はこだて療育・自立支援センターの環境衛生を管理し、施設内における感染予防対策を講じることを目的としてはこだて療育・自立支援センター感染対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 施設内感染対策の立案に関する事
- (2) 感染予防対策のマニュアルの作成に関する事
- (3) 施設内感染対策に関する職員への研修に関する事
- (4) 利用者および職員の健康状態の把握に関する事
- (5) 完成症発生時の対応と報告に関する事
- (6) 感染対策実施状況の把握と評価に関する事
- (7) その他施設内感染防止のために必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長および委員をもって組織する。

- 2 委員長は、センター長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員は、センター長、医務長、主査、看護師、サービス管理責任者または児童発達管理責任者、直接支援職員、調理員とする。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を総理し会務を代表する。

- 2 副委員長は会務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は最低月1回開催する。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項

は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。